

議員（兼若 幸一）

6 番、兼若 幸一です。

1 つ、相続土地国庫帰属制度について。

2 つ目、多度津町の農地について。

3 つ目、たどつ港まつり花火大会について。

一問一答方式でお願い致します。

まず、相続土地国庫帰属制度についてです。

相続土地国庫帰属制度が昨年の 4 月から開始され 1 年余りが経過していますが、まだ十分に活用出来ていないようです。

そこで次の 4 点について質問致します。

まず 1 点目、この相続土地国庫帰属制度とはどのようなものなのか、お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の相続土地国庫帰属制度とはどのようなものなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度は、相続又は相続人への遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が利用しない土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度で、令和 5 年 4 月 27 日から施行されております。

なお、この制度に関する申請受付や承認等の業務につきましては、法務局が執り行っております。

手続き等の流れとしましては、法務局に事前相談を行い、申請可能な土地であれば承認申請書を提出し、審査を受けることになります。

審査要件を満たし、法務大臣により承認を受けた土地につきましては、10 年分の管理費用相当額である負担金を納付することで、国庫に帰属させることが出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2 つ目です。この制度を多度津町で利用された方、又は利用されようとする方はいらっしゃるでしょうか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員のこの制度を多度津町で利用された方、又は利用されようとする方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本県の場合、高松法務局本局が本制度の申請窓口となっているため、実際の制度利用者数は把握しておりませんが、法務局から本町分の要件審査のために照会された件数としましては、令和 5 年度で 2 件、令和 6 年度は 8 月末時点で 0 件となっております。

また、税務課窓口で親族等の死亡後の各手続きを行われる際に、土地相続に関する相

談の中で本制度の説明を行うことはございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。多度津町でも今後、利用されようとする方が増えるかも知れませんが、この制度の周知方法はどのようなものがありますか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の制度の周知方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度の周知につきましては、法務局から提供されたパンフレットを庁舎内のパンフレットスタンドに備え置いております。

また、税務課窓口で相談や問合せがあった際、説明資料として利用するとともに相談者に配付しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

難しい制度ではあるのですが、出来る限り周知をして頂いて、少しでも利用してもらえるような、また周知方法等についてご検討頂くよう、お願い致します。

4点目なのですが、多度津町で利用するには何か課題がありますか。お伺い致します。

税務課長（西山 政有紀）

兼若議員の利用する際の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町特有の課題ではございませんが、申請が出来ない土地として建物が建っている土地、実際に通路や用水路等に使われている土地、境界が明らかなでない土地などが該当するため、一概に全ての土地が申請出来るという制度ではございません。

また、本制度の申請窓口は高松法務局本局であり、丸亀などの各支局では申請受付を執り行っていないため、申請窓口が遠方になることが申請者の負担になるとは考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。ただ今、相続土地国庫帰属制度についてのご説明を頂きました。

相続はしたものの、買い手がつかない場合や、また、有効活用の手立てが見つからない場合は、固定資産税の支払いや荒れ地にしないための管理などが必要となり、土地所有者にとっては大きな負担となります。

そうした条件の悪い土地であっても日本国が引き取ってくれるという本制度は、うまく活用すると、大変、大きなメリットになるのではないのでしょうか。

しかしながら、ただ今、ご説明がありましたとおり、制度を利用するに当たっての条件が非常に厳しく、かつ、多額の負担金が生じることから、使いやすい制度とは言えないように思います。

色々ネット等で調べると、負担金が20万、30万、かかるようなことも記事になっておりました。こと農地に関しては、山林などとは違い、住民の生活圏にあることが多

く、草木が生い茂り、耕作放棄地となった場合には、近隣に悪影響を及ぼす可能性が、大変大きいものがあります。

そこで、再質問なのですが、農地の所有者から本制度を使いたいと相談を受けることは、ないのでしょうか。また、相談があった場合の対応について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、相続された農地が適正に管理されることなく、耕作放棄地となった場合、隣接する農地への草木の飛散や害虫の発生など、多くの問題を引き起こす要因となります。

今回の国庫帰属制度につきましては、こういった事態を解消する制度として有効活用をしていくべきものと感じております。

耕作放棄地問題など、諸問題を解決するためにも本制度の告知を進めていくべきだと感じております。

告知につきましては、総務省より令和4年度より開始され、大きなニュースとなったことから、産業課においても少数ではございますが、窓口でご相談が入るようになりました。

相談者には本制度の内容について資料をお配りし、さらに説明を行った上で法務局において登記の方が出来るということで、ご説明をしております。また、制度の説明の際には、相続した農地の適正な管理、草刈り等を同時に依頼をしております。

農地が耕作が可能な場合、この場合は農地中間管理機構を通じた貸借をご案内しまして、今現在、策定をしております地域計画に即した農地利用に結びつけていくよう支援の方を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。少しでもこういう制度が有効に使われれば、耕作放棄された土地も少なくなるのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

次に2つ目の質問です。多度津町の農地についてです。

今年の4月より原則町内全域を対象とした多面的機能支払い交付金の交付を受ける活動組織が出来、用水路の保全活動や池の土手の草刈りなどの費用の補助を受けることが出来るようになりました。

今までは交付金を受けられる地域とそうでない地域があったため、農地保全に温度差がありましたが、少し一体感が生まれたように感じられます。

しかしながら、農地の宅地化はさらに進み、宅地に囲まれた農地での作業には近隣住民への配慮が必要になり、農業離れ、農地の売却に拍車がかかるのではないのでしょうか。

農林水産省は地域計画策定マニュアルを設定しています。

そこで、次の6点についてお伺い致します。

まず1つ目です。地域計画策定マニュアルの概要について、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定マニュアルの概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域計画とは、改正農業経営基盤強化促進法に基づき法制化され、全ての市町村に対して策定・公表することが義務付けられた地域農業の将来の在り方や農業利用の姿を明確化した計画です。

地域の農業者や住民が主体となって、概ね10年後の未来を見据え、「誰が」「どのように」農地を利用するのか、農業の担い手や農地利用の方針などを話し合い、これらを地図に盛り込んだ目標地図を作成します。

なお、地域計画及び目標地図については、令和7年3月31日までに策定・公表することが全ての自治体に義務付けられており、策定後につきましては状況の変化に応じて随時見直しを行うことが可能となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2点目です。多度津町の役割は、どのようなものがありますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画における町の役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されているところです。

そのため、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが喫緊の課題となっています。

この問題を解決するため、本町においても地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定しています。

地域計画策定後も、適宜、農業関係と協議を行い、新規就農者の育成や地域外からの担い手の呼び込み、農地中間管理機構が担う農地の貸借を通じ、農用地の集約化を図り、併せて国や県が行う各種支援制度の周知を行うことで地域農地を着実に次の世代に引き継いでいくことが、町の役割と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目ですが、多度津町では、現在この作業がどの程度まで進んでいますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の町における地域計画策定の進捗状況についてのご質問に答弁をさせて

頂きます。

現在、農用地の利用状況が分かる現況地図を作成し、令和6年7月に地域ごとに農業者及び関係者の方々に集まって頂き、協議の場を設けました。その後、協議の場に出た意見や農用地利用の方針を地図に落とし込み、目標地図の素案を作成しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目ですが、今後のスケジュールについてお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の町における地域計画策定の今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域計画の策定については、県とも緊密に連携をとりながらの作業となっており、作業工程についても逐次報告を行っています。

作業工程については、①協議の場の設置に係る調整、②出し手・受け手の意向把握、③協議の実施・取りまとめ、④目標地図の素案作成、⑤地域計画案の取りまとめ・策定、以上の取組項目に分類されており、令和6年8月末現在においては、④番目の目標地図の素案作成に取り組んでいます。本年10月中には、出来上がった素案を基に2回目の協議の場を設け、その後、年内を目途に取りまとめを完了したいと考えています。

その後、来年2月開催予定の多度津町地域農業再生協議会にて協議・修正を行い、地域計画案の縦覧を2週間実施した後、3月中に策定し、町ホームページ等を通じて公告します。

なお、来年度以降も随時見直しを行い、必要に応じて変更することとなっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目なのですが、この地域計画を策定することにより、他の受けられる制度は何かありますか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定により受けられるようになる制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現状では、国及び県の農業系の補助事業制度のほとんどにおいて、採択条件の中に「地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること」が設けられています。

地域計画を策定することにより、新規就農者に対する助成金や事業持続化対策などの制度を利用するための条件の一つが達成されます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、答弁を頂いたように非常に地域計画策定マニュアルっていうのは、重要な

ものであるというのが、よく分かりました。

答弁頂いたスケジュールに則って、肅々となして頂ければ、大変有難いと思っております。

この計画を今後進めるにあたっての課題はなんでしょうか。お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の地域計画策定の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。
本町だけではなく、全国的に問題になっていることではありますが、少子高齢化や人口減少に伴う担い手や後継者不足により、本計画の目標の達成が実現するかというところが今後の課題になると考えております。

本計画は今年度策定後も定期的又は適宜見直しを行い、今後の農業を取り巻く情勢を鑑みながら、地域の皆さんとともに本町農業のあり方を協議し、支援していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

多度津町にとって農業は、基幹産業の一つでもありますので、よろしくお願い致します。

次、大きく3つ目の「たどつ港まつり花火大会」について、質問したいと思います。
多度津町内で開催されているイベントには、「たどつさくらまつり」及び「たどつ全国凧あげ大会」、「たどつ港まつり花火大会」、さらには「たどつまち歩き」などがあり、いずれのイベントも町内外から多くの方が訪れ、本町の観光振興に寄与している重要な行事となっています。

その中でも、特に「たどつ港まつり花火大会」の知名度は高く、町外からの見物客の多さも他のイベントより抜き出ており、大音響とともに次々と色とりどりの花火が大輪の花を咲かせ、夏の夜空を美しく彩っています。

花火大会につきましては、本町最大の集客力を誇るイベントであり、これまで大きな事故もなく継続されていることに対し、関係者の皆様に敬意を表する次第であります。

さて、今年の花火大会も多くの見物客で賑わっていましたが、一方で、町民の安全・安心や事業の継続に関わることで気になる点があります。

イベントの実施主体は、「多度津町観光協会」ではありますが、花火大会を共催し、観光協会に対して多額の補助金を支出している多度津町に対して、次の3点について質問致します。

まず1点目です。今年の花火大会の内容は、どのようなものだったのでしょうか。観光協会より報告を受けられている内容について、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の今年の花火大会の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町の夏の風物詩であり、本町最大の集客力を誇る花火大会については、「たどつさく

らまつり」及び「たどつ全国凧あげ大会」、「写真コンテスト」などとともに町の外部組織である「多度津町観光協会」が主催し、開催されているイベントの一つであり、本町は共催という形で観光協会及び協会が主催するそれらのイベントを支援しているところであります。

なお、今年度は令和6年8月3日（土）の20時から20時40分までの40分間で盛大に開催されました。

次に、その花火大会の内容につきましては、昨年と同様に約5,000発の花火が多度津港内の台船上から打ち上げられ、次々と色とりどりの大輪の花が夏の夜空に舞い上がり、町内外から訪れた多くの来場者を魅了致しました。

また、今年の花火大会につきましても、大きな事故もなく成功裏のうちに終わることが出来ました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、町長より、ご答弁がありましたように、本年度の花火大会の発数は5,000発でした。これは、令和4年度より数を増やし、香川県下では最大級の規模であると記憶しております。

また、その数を増やしたことで、来訪者の方々も増えているのではないのでしょうか。そこで、2点目の質問です。今年の花火大会の観客動員について、観光協会が発表している人数はどれ位だったのでしょうか。昨年、一昨年の観客動員数と併せてお伺い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の今年、昨年、一昨年の花火大会の観客動員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年の花火大会における観客動員数については、約37,000人であったと観光協会が発表しております。

また、昨年、一昨年の観客動員数につきましては、令和4年度が約33,000人、令和5年度が約35,000人であったとそれぞれ発表されております。

たどつの花火大会の観客動員数は年々増加しており、県内でも花火の発数含め規模の大きな花火大会となっております。

なお、観客動員数が増加している要因として考えられる点につきましては、天候に恵まれたことや新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度と令和3年度の花火大会が中止となっていたことの反動によるもの。さらには、近隣の花火大会が、ここ数年で会場変更や日程変更等になったことも観客動員数が増加した要因ではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

年々、花火大会の観客動員数が増えて来ております。

しかし、盛大に開催される一方で、浜街道を中心に花火大会の会場周辺では、相変わ

らずの交通渋滞が発生しております。

今後も観客が増え続け、交通渋滞の悪化や交通事故の懸念など、住民の方々の安心・安全はもちろんのこと、日常生活にも影響が出るのではないかと危惧しております。そこで3点目の質問です。さぬき浜街道を中心に近隣道路の交通渋滞を緩和する方策の1つとして、観客の方々に公共交通の利用を今まで以上に呼びかけるとともにJ R 四国へ協力を仰ぎ、J R 臨時便や車両の増加などを協議するよう、町として観光協会に対し働きかけることは出来ないのでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の公共交通の利用等の交通渋滞緩和策に関する観光協会への働きかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今年度も多くの方々に来場頂いたことから、浜街道はもちろんのこと、周辺の道路や施設など各所において交通渋滞が発生しており、花火大会を開催するに当たって交通の問題は、大きな課題であると町としても認識しております。なお、その原因の一つとして、花火大会の臨時駐車場7箇所で合計約700台分を確保しておりますが、花火開始前の早期に、ほぼ満車になっていることが交通渋滞に繋がっているものと考えております。

しかしながら、駐車場をこれ以上確保することは場所の問題だけではなく、観光協会の厳しい財政状況においては、警備員などの人件費の面からも困難な状況です。

このような状況において、住民の方々の安心・安全の確保はもちろん、日常生活に過大な影響が生じないためには、来場者に公共交通機関での来場を呼び掛けるなど、まずは現状でも行える取組から進めることが重要であると考えております。

議員のご提案にもありますJ R 四国に協力を仰ぎ、臨時便や車両の増加をすることについては、隣の三豊市の津島神社において、毎年8月4日から5日に行われる夏季例大祭に合わせてJ R 四国が予讃線に津島ノ宮駅を臨時に開設し、普通列車を臨時停車している事例などもあることから、まずは、花火大会を主催している多度津町観光協会において交通渋滞緩和に向けた、そのような取組の検討が行われるよう、適切に働きかけを行っていきます。

なお、観光協会がJ R 四国に対し協力を仰ぐ場合は、J R 四国と観光協会の橋渡しなど、本町としても円滑なイベント実施のために必要な協力を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

住民の方々の安全・安心のため、是非、観光協会に働きかけをして頂くとともに、J R 四国に対し、町も観光協会と協調して、協力を要請頂くようお願いしたいと思います。

再質問なんですが、昨今の人件費高騰の影響により、観光協会の財政状況は非常に厳しい状況下にあるのではないのでしょうか。

また一方で、多度津町としても厳しい財政状況の中、今以上の財政的な支援を行うことは難しいものと思います。

そこで、補助金を支出する立場として、町より観光協会に対して、栈敷席などの有料観覧席を設けるなどにより、自主財源を増やす取組を検討するよう、観光協会に対して要望をして頂くことは出来ないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

政策観光課長（吉田 拓也）

兼若議員の自主財源を増やす取組を観光協会に働きかけ出来ないかの再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、観光協会の財政状況については、近年、厳しい状況にあると町として認識しております。

その原因については、昨今、全国的なニュースでもご存じかと思いますが、物価高騰や警備員の人件費の高騰などの影響を花火大会のみならず、桜まつりや凧あげ大会においても受けており、観光協会が実施している事業全体に、そのような影響が波及しているものと考えております。

議員ご指摘のとおり、観光協会の健全で持続可能な財政運営のためには、事業の見直しによる歳出の削減や議員ご提案の自主財源の確保による歳入の増加などに取り組んでいく必要がございます。

花火大会は先ほども答弁致しましたとおり、観光協会が行っている事業ではありますが、町から観光協会に対しまして、交通の問題と併せて健全な財政運営について必要な働きかけを行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

たどつ港花火大会は、本当に多度津町を代表するイベントでもあります。今、ご答弁頂いたように財政面でも厳しいと思いますが、町としては観光協会に対して、補助金の適正な執行と健全な財政運営のために適切なご指導やご助言をして頂きたいと要望したいと思います。

以上、6番、兼若 幸一、一般質問を終わります。有難うございました。